

男性育児休業取得長期応援手当申請の手引き

1 目的

男性育児休業長期取得応援手当（以下「手当」とする。）は、静岡県内の中小企業等に勤務する男性労働者に対し、予算の範囲内において手当を支給することにより、男性労働者の長期間の育児休業取得を促進し、夫婦共育を推進することを目的とする。

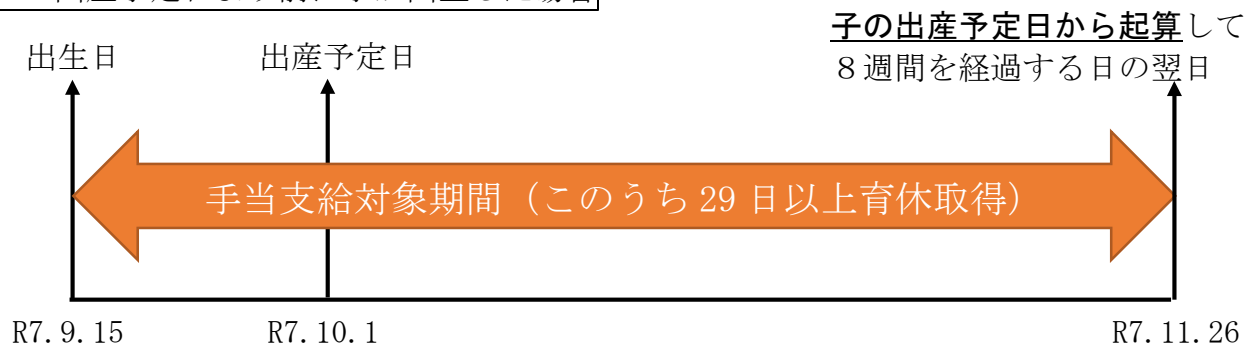
2 支給の対象者

以下の（１）から（３）をすべて満たす男性労働者。

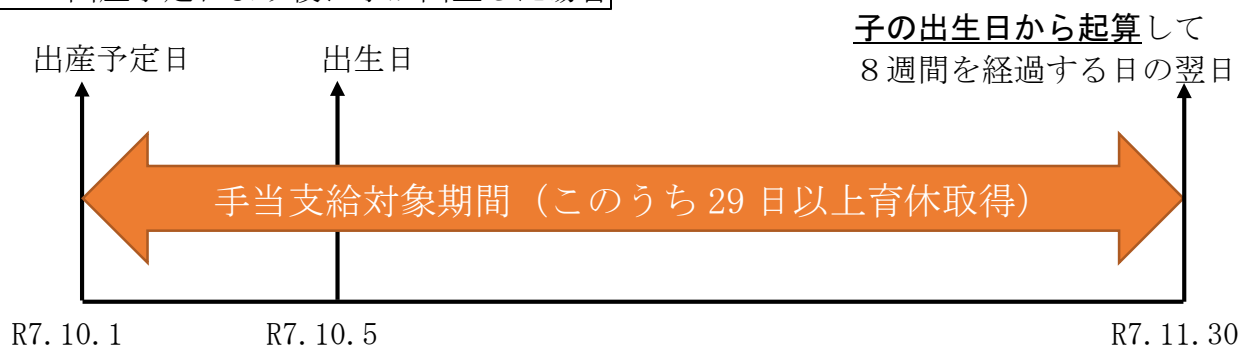
- （１）静岡県内に住所を有すること。
- （２）中小企業等（常時雇用する従業員 300 人以下）に勤務していること。
- （３）雇用保険被保険者であること。

3 支給の対象期間

例 1：出産予定日より前に子が出生した場合



例 2：出産予定日より後に子が出生した場合



4 支給の要件

下記の期間のうち、令和 7 年度に該当する期間中に 29 日以上育児休業を取得していること

始期：「子の出生日または出産予定日のうち早い日」

終期：「出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して 8 週間を経過する日の翌日」

※ただし、令和 7 年 4 月 1 日より前から引き続いて育児休業を取得している場合、令和 6 年度中に取得した育児休業も含め、29 日以上取得すれば要件を満たすこととする。

5 支給額

$$\text{支給額} = \text{賃金日額} \times \text{育児休業取得日数のうち 28 日を超過した日数}^* \times 13\%$$

※28 日を上限とする。

6 申請方法

(1) 申請者区分

育児休業の取得状況や育児休業給付金の受給状況により、申請方法が異なるため以下の（ア）から（ウ）の申請者区分を定める。

（ア）申請時点で支給要件を満たす育児休業を取得済みであり、育児休業給付金支給決定通知書を提出できる者

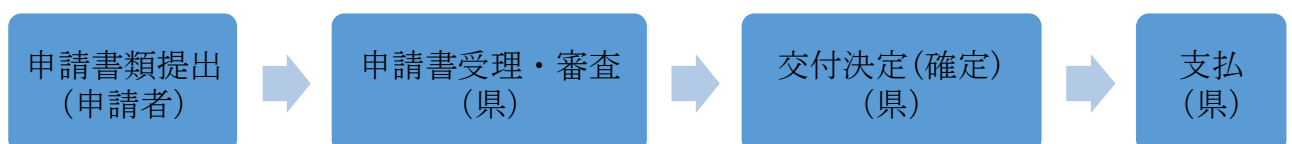
（イ）申請時点で支給要件を満たす育児休業を取得済みであるが、育児休業給付金支給決定通知書を提出できない者

（ウ）申請時点で支給要件を満たす育児休業を取得中である者、又は取得する予定がある者

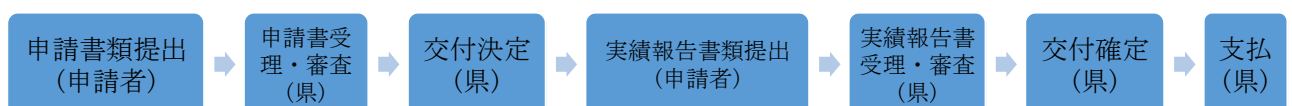
(2) 申請の流れ

申請の流れは、申請者区分ごとに下記のとおりとする。

（ア）・（イ）の場合



（ウ）の場合



(3) 申請受付期間

申請受付期間は、申請者区分ごとに下記のとおり定める。なお、予算に達した場合は、申請受付期間中であっても受付終了とする。

(ア)・(イ) の場合

令和7年4月1日（火）から令和8年3月13日（金）まで

(ウ) の場合

令和8年3月2日（月）から令和8年3月13日（金）まで

(4) 申請書類

申請書類は、申請者区分ごとに下記のとおりとする。

区分	(ア)	(イ)	(ウ)	
			申請時	実績報告時
静岡県男性育児休業長期取得応援手当支給申請書 【様式第1号】	○	○	○	—
育児休業取得(見込)証明書 【様式第2号】	○	○	○	—
住所が確認できる書類 ^{※1}	○	○	○	—
振込口座確認書類 ^{※2}	○	○	○	—
育休取得に関するアンケート	○	○	—	○
育児休業給付金支給決定通知書の写し	○	—	—	○ ^{※6}
雇用保険被保険者証の写し	—	○	○	—
育児休業の取得(予定)日を確認できる書類 ^{※3}	—	○	○	○
出産予定日と出生日を確認できる書類 ^{※4}	—	○	○	○
賃金の額と支払状況を確認できる書類 ^{※5}	—	○	○	—
静岡県男性育児休業長期取得応援手当実績報告書 【様式第3号】	—	—	—	○
その他知事が必要と認める書類	上記書類で確認ができない場合など 必要に応じて提出を求める			

※1 住民票や運転免許証の写し等

※2 銀行通帳の写し（金融機関名、口座番号、口座種別、名義などが分かる部分）等が該当する。インターネットバンク等、銀行通帳がない場合は、振込口座の情報（金融機関名、口座番号、口座種別、名義など）が分かる画面のコピー等を提出すること。

※³ 育児休業申出書、育児休業取扱通知書など

※⁴ 母子健康手帳(出生届出済証明のページと分娩予定日が記載されたページ)など

※⁵ 賃金台帳、出勤簿、タイムカードなど(育児休業開始月の前6か月分)

※⁶ 育児休業給付金支給決定通知書の写しの提出により、育児休業の取得日を確認できる書類と出生日を確認できる書類の提出は省略可能

(5) 申請先

郵送又は持参により下記へ申請すること。

住 所：〒420-8601 静岡市葵区迫手町 9-6 静岡県庁西館 3 階

宛 先：静岡県健康福祉部 こども若者局 こども政策課 少子化対策班

電話番号：054-221-2037

7 支給決定等

- ・審査により申請書類が全て提出され、要件を全て満たしていることを確認した場合に、支給を決定する。
- ・審査結果は、静岡県男性育時休業長期取得応援手当支給決定兼確定通知書【様式第4号】または静岡県男性育児休業長期取得応援手当不支給決定通知書【様式第5号】(以下、決定通知とする)により、申請者へ通知する。
- ・決定通知は、静岡県男性育児休業長期取得応援手当交付申請書【様式第1号】に記載された申請者の住所へ郵送する。
- ・審査の経過や結果に関する個別の問い合わせには回答しない。

8 その他

- ・提出した書類の返却はしないため、必要に応じてコピー等を取っておくこと。
- ・申請書類に不備や不足があった場合は、確認や追加提出依頼のために、県の担当から連絡する場合がある。
- ・申請後に転居をする場合などは転送届を郵便局に提出すること。
- ・決定通知書は再発行しないため、紛失しないよう留意すること。